

改正フロン排出抑制法に関する Q&A

2020年2月13日
公益社団法人リース事業協会

Q1：リース期間終了後、第一種特定製品を廃棄処分する場合の「点検記録簿」の保管者

Q リース期間終了後、ユーザーからリース会社に返還された第一種特定製品について、リース会社が産業廃棄物処分業者（第一種フロン類回収充填業者を兼業）に対し、当該特定製品の処分及びフロン類の回収を委託します。

改正フロン排出抑制法が2020年4月1日から施行されることに伴い、点検記録簿の保存期間が「フロン類の引渡しを行った日から3年を経過するまで」とされましたが、上記ケースの場合の「点検記録簿」の保管者を教えてください。

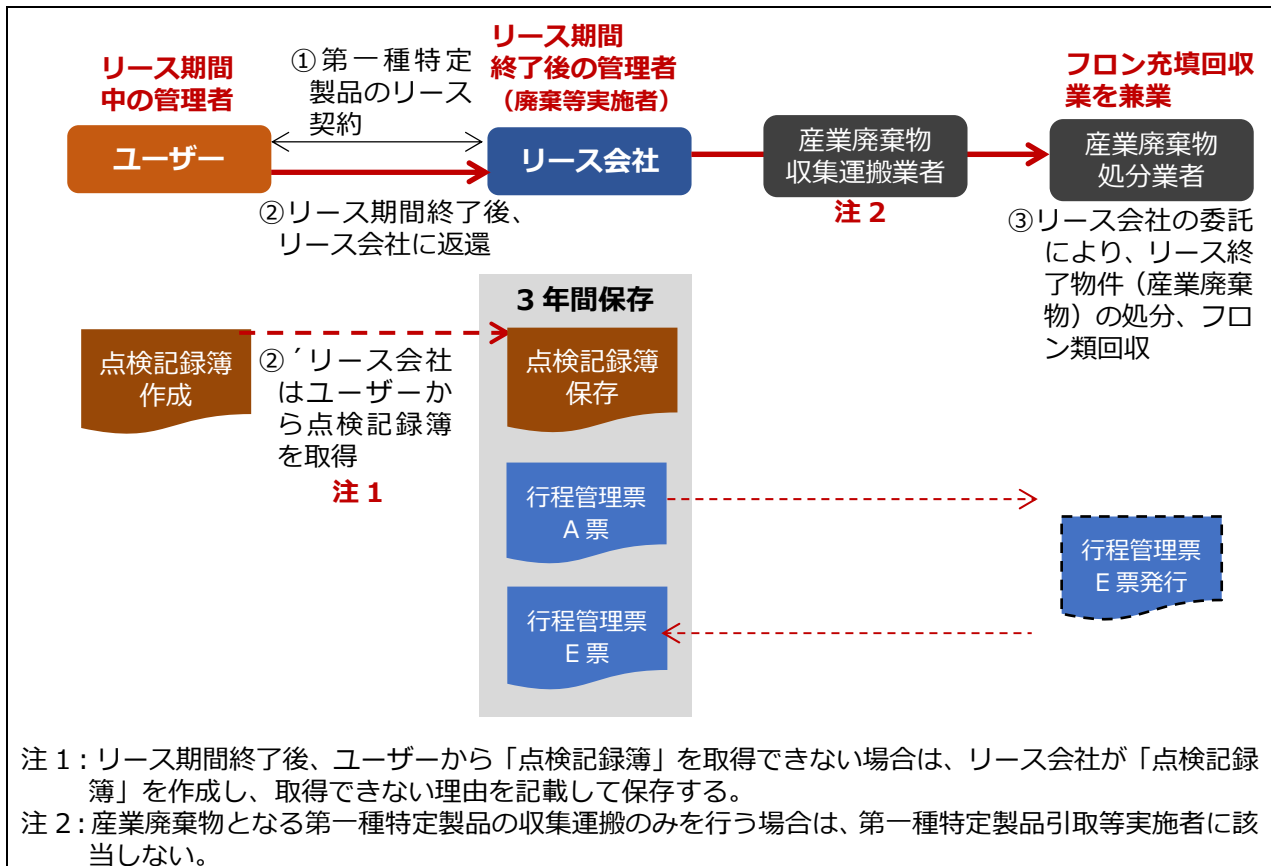
A 上記ケースの場合は、法改正に関わりなく、リース会社がリース物件（第一種特定製品）の所有者（管理者）となり、当該特定製品を廃棄処分する場合は、リース会社が第一種特定製品廃棄等実施者となります。

改正法の施行に伴い、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（経済産業省・環境省告示）が改正され、「点検記録簿」について、第一種特定製品廃棄等実施者が「フロン類の引渡しを行った日から3年を経過するまで」保存することとされました。

したがって、上記ケースの場合は、リース会社がユーザーから「点検記録簿」を取得して、「フロン類の引渡しを行った日から3年を経過するまで」保存することになります。

なお、ユーザーから「点検記録簿」を取得できない場合は、リース会社が「点検記録簿」を作成し、取得できない理由を記載して保存することになります。

（参考）リース会社が第一種特定製品廃棄等実施者となる場合の流れ図（改正法施行後）



Q2 : リース期間終了後、リース物件が下取りとなった場合の管理者

Q リース期間終了により、既設のリース物件（第一種特定製品）を現状有姿のままサプライヤーが下取りをした場合、当該第一種特定製品の管理者を教えてください。

A 上記ケースにおいては、第一種特定製品の所有権がリース会社からサプライヤーに移転し、サプライヤーが当該第一種特定製品を中古品とするか廃棄物として処理するかを判断するのであれば、当該下取りは廃棄等が実施されたとは言えず、サプライヤーが当該第一種特定製品の管理者となります。

第一種特定製品の管理者であるサプライヤーの判断により、当該第一種特定製品の廃棄等を実施する場合は、当該サプライヤーが第一種特定製品廃棄等実施者となります。

(参考) リース物件の下取り

